

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（196）」
2. 日時：令和2年5月15日（金）10時00分～11時55分
3. 場所：
 - (1) 原子力規制庁9階南会議室
 - (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁
原子力規制部 新基準適合性審査チーム
戸ヶ崎安全規制調整官、上野管理官補佐、加藤安全審査官、荒川安全審査専門職
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他3名
5. 要旨
 - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その12）に関し、本年5月12日の審査会合で原子力規制庁からコメントした事項に対する回答方針について、資料R3-196-1に基づき説明があった。
 - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 1次冷却材の流出時の原子炉プールへの給水について、原子炉建家内での給水から原子炉建家外での給水に切り替える場合の、監視パラメータ、判断基準値等を明確にする必要があること。また、原子炉プールへ給水を実施する運転員の作業体制、役割分担を明確にする必要があること。
 - 1次冷却材の流出時の対策について、作業場所の放射線量、時間経過に伴う原子炉プール水位変化等を踏まえて、原子炉プールへの給水対策が実現可能であることを明確にする必要があること。
 - 常設の監視計器が使用できない場合の1次冷却材の流出時の対策について、代替計測手段、判断基準値等を明確にする必要があること。
 - (3) 原子力機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の設工認申請に関し、今後の審査対応スケジュールについて、資料に基づき説明があった。

(4) 上記(3)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- 設工認の審査は優先的に審査対応しているため、原子力機構としてもスケジュール管理、審査体制の整備を組織全体で対応する必要があること。

6. 配付資料

(1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料R3-196-1 設工認(その12)に係る仕様の見直しについて
- ・ JRR-3の設工認に係る今後の審査対応スケジュールについて